

様式第4号(第6条関係)

令和 4 年 3 月 30 日

菊池市議会議長
大賀 慶一 様

議員名 柁原 賢一

政務活動費収支報告書

菊池市議会政務活動費の交付に関する条例第6条の規定に基づき、次のとおり政務活動費収支報告書を提出します。

1収入

政務活動費 ￥ 240,000 円

2支出

(単位 円)

	項目	金額	備考
1	会議研修費	￥ 15,000	政策法務研究会
2	調査研究費		
3	資料作成費		
4	資料購入費	￥ 19,310	新聞、本、他
5	広報費		
6	広聴費		
7	人件費		
8	事務所費		
9	要請・陳情活動費		
	合計	￥ 34,310	

(注)備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

3 残額 ￥ 205,690 円 (支出が収入を上回る場合は 0 を記入)



【会議研修費】 15,000 円

領 収 証	<u>梶原 賢一 様</u>
	金 3,000 円
	但 講師謝金として
	令和 3 年 4 月 1 日
	熊本市西区春日5-6-5 田中スズキビル2階 弁護士法人田中ひろし法律事務所 弁護士 田 中 裕 司

領 収 証	<u>梶原 賢一 様</u>
	金 3,000 円
	但 講師謝金として
	令和 3 年 6 月 3 日
	熊本市西区春日5-6-5 田中スズキビル2階 弁護士法人田中ひろし法律事務所 弁護士 田 中 裕 司

領 収 証	<u>梶原 賢一 様</u>
	金 3,000 円
	但 講師謝金として
	令和 3 年 8 月 5 日
	熊本市西区春日5-6-5 田中スズキビル2階 弁護士法人田中ひろし法律事務所 弁護士 田 中 裕 司

領 収 証

梶原 賢一 様

金 3,000円
但 講師謝金として

令和 3 年 12 月 / 日

熊本市西区春日5-6-5 田中スクエアビル2階
弁護士法人田中ひろし法律事務所
弁護士 田 中 裕 司

領 収 証

梶原 賢一 様

金 3,000円
但 講師謝金として

令和 4 年 2 月 3 日

熊本市西区春日5-6-5 田中スクエアビル2階
弁護士法人田中ひろし法律事務所
弁護士 田 中 裕 司

【資料購入費】 19,310 円

領収証

梶原 賢一 様

毎度ありがとうございます



¥ 6,830

但本代

令和 4 年 3 月 17 日 上記の通り領収いたしました。

文化を売る店
事務機・事務用品・OA 機器・記念品・書籍・雑誌
三木誠文堂

代表取締役 三木 鉄太郎

本社：菊池市立町234 TEL 25-4131
夢空間店：菊池市北原 609-1 TEL 24-5415

請求書 4 年 3 月 17 日 No.

梶原 賢一 様
熊本県菊池市立町234
三木誠文堂 有限会社
代表取締役 三木 鉄太郎
TEL 25-4131 FAX 25-4133
TEL 24-5415

税込合計金額		税率	消費税額等		
¥ 6830		%			
月日	品名	数量	単価	金額 (税抜・税込)	摘要
1	阿蘇	1		4300	
2	反日種族主義	1		880	
3	生物の死	2	825	1650	
4	(4-5-2)				
5	(4-5-3)				
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
合計				6830	

著者名、
長野 節
李 崇 蕙
稲垣 栄 洋

領 収 証

柘原 賢一

様

No. _____

★ 11,160

内 訳	
現金	
小切手	/
手 形	/
消費税額等(%)	

但し 赤瀬月賦款(2021.4~2022.3)

収入印紙

2022年 3月 1日 上記正に領収いたしました

〒861-1306

菊池市大字大琳寺85番地

TEL0968-25-5860 FAX25-5638

日本共産党北部地区委員会

コクヨ ウケ-98



有限会社
三木誠文堂

お買上ありがとうございます
【領収書】

店No: レジNo:0001
2021年05月08日(土) 12時39分

領収証

柘原 賢一 様

合計 ￥1,320

但し ファイル代 として
上記正に
領収いたしました

印紙

有限会社三木誠文堂 夢空間店
熊本県菊池市隈府609-1

0968-24-5415

<保管上のお願い>
内側に折って保管して下さい

レシートNo:010039609
扱:002

研修報告書 1

菊池市議会
議長 大賀 慶一 様

菊池市議会
議員 柘原 賢一

件名 政策法務研究会 政策法務

出張地 菊池市 キクロス 田中ひろし弁護士 勉強会

出張期間 令和 3年 4月 1日 - 令和 年 月 日

上記により研修しましたので、その概要を下記のとおり報告します。

政策法務 とは 立法法務、解釈運用、評価・争訟法務の各段階を有機的に用いて、自治体の課題解決に導き、政策を実現するための実践的取組を主眼とする。

一 評価法務による条例の見直しについて

1 評価法務とは、自治体が法務マネジメントサイクルの一部として確立すること。PDCAのC(チェック、評価)として、条例が時代に合っているか評価

2 法執行の見直し

(行政)；職員レベルでの対応で個別事業に対応できるものか。

(議会)；議会基本条例の見直し

3 組織的対応

神奈川県では、5年以内の条例の見直し

静岡市では 定期的に外部専門家による条例チェック

4 環境政策の政策課題の拡大や変遷

廃棄物政策；公衆衛生の向上-資源循環-災害廃棄物対策

景観政策；開発行為の調和、紛争の未然防止

エネルギー政策；気候変動、分散型エネルギーの確保、スマートシティ

当市においては(株)九州産廃による産業廃棄物の諸問題解決に向けて環境条例が制定されてきたが、二酸化炭素ガス廃棄や、エネルギー政策の変遷により、その変化に対応した条例の改正が必要となってきている。



研修報告書 2

菊池市議会
議長 大賀 慶一 様

菊池市議会
議員 柁原 賢一

件名 政策法務研究会 政策法務

出張地 菊池市 キクロス 田中ひろし弁護士 勉強会

出張期間 令和 3年 6月 3日 - 令和 年 月 日

上記により研修しましたので、その概要を下記のとおり報告します。

政策法務 とは 立法法務、解釈運用、評価・争訟法務の各段階を有機的に用いて、自治体の課題解決に導き、政策を実現するための実践的取組を主眼とする。

一 独占禁止法

独占禁止法とは、公正かつ自由な競争を促進し、事業者が自主的な判断で自由に活動できることを 目的とする法律
カルテルや入札談合、各種規制や違反事例について研修する。

二 地方自治体と独占禁止法

結論

市が、競争入札の実施に当たって、一定の条件を課すことは問題ないが、一般的な要請を超えて、建設工事の受注者に対して下請け発注時に地元業者の利用を義務付けることは、受注業者の自由な事業活動を制限することとなるほか、地元業者と地元業者以外の事業者との競争が失われることにより、地元業者の競争力を弱め、かえって地元業者の健全な育成を阻害する恐れがあることに留意する必要がある。



研修報告書 3

菊池市議会
議長 大賀 慶一 様

菊池市議会
議員 柁原 賢一

件名 政策法務研究会 政策法務

出張地 菊池市 キクロス 田中ひろし弁護士 勉強会

出張期間 令和 3年 8月 5日 — 令和 年 月 日

上記により研修しましたので、その概要を下記のとおり報告します。

政策法務 とは 立法法務、解釈運用、評価・争訟法務の各段階を有機的に用いて、自治体の課題解決に導き、政策を実現するための実践的取組を主眼とする。

一 議会基本条例 について

二 墨田区議会基本条例の評価

① 24条2項で、事務局から議会にたいしての提案権設立

② 議会改革度 29位（10年前 に300位以下）

③ 「開かれた議会」「議会活動の活性化」 区民との意見交換会
参考人招致 など

以上の課題について 研修を行った。

当市においても、議会改革や市民との意見交換会など開かれているが、
コロナの影響により、交換会等は、開催できない状況にある。IT機器の進歩
により、今後は、議会のインターネット中継等を早急に行うべきである。



研修報告書 4

菊池市議会
議長 大賀 慶一 様

菊池市議会
議員 柘原 賢一

件名 政策法務研究会 政策法務

出張地 菊池市 キクロス 田中ひろし弁護士 勉強会

出張期間 令和 3年 12月 1日 - 令和 年 月 日

上記により研修しましたので、その概要を下記のとおり報告します。

政策法務 とは 立法法務、解釈運用、評価、争訟法務の各段階を有機的に用いて、自治体の課題解決に導き、政策を実現するための実践的取組を主眼とする。

一 令和3年度 国の補正予算(1号)の概要

1 本経済対策のねらい

政府としては、コロナ対策に万全を期すとともに、以下の4つの柱を起動させその裏付けとなる補正予算を編成する。

2 4つの柱

- ① コロナの拡大防止
- ② 社会経済活動の再開と次なる危機への備え
- ③ 「新資本主義」の起動
- ④ 防災、減災、国土強靱化

3 主財源 総額 35兆9895億円

税込 6兆4320億 他

二 国のバランスシート

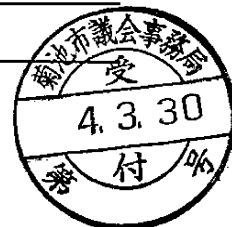
資産:681兆円 負債:1237兆円 差額:592兆円 (財務省) 令和1年末

資産:714兆円 負債:710兆円 純資産:4兆円 (日銀) 令和2年末

ただし、国債:532兆円 貸出金:125兆円

三 財政再建の必要性

賃借対照表における余剰分はマイナスとなることが多く基準日時点における将来の金銭必要額を示すことになる。



研修報告書 5

菊池市議会
議長 大賀 慶一 様

菊池市議会
議員 柁原 賢一

件名 政策法務研究会 政策法務

出張地 菊池市 キクロス 田中ひろし弁護士 勉強会

出張期間 令和 4年 2月 3日 - 令和 年 月 日

上記により研修しましたので、その概要を下記のとおり報告します。

政策法務 とは 立法法務、解釈運用、評価・争訟法務の各段階を有機的に用いて、自治体の課題解決に導き、政策を実現するための実践的取組を主眼とする。

一 図書館条例

二 条例改正の動き

設置目的の改正、特色ある設置目的規定を置いている条例が増えている。

① 伊万里市条例 生涯学習の拠点

② 墨田区条例 知る自由の保障

三 菊池市の図書館に対するニーズ

ワーケーションに図書館を利用

創業準備機能としての図書館

四 知、地域情報の拠点としての図書館

五 司書の重要性

以上の課題について 研修を行った。

昭和25年に条例が制定されて以来、図書館の持つ機能役割は大きく変化してきている。知への探求、集積の役割は変わらないだろうが、ページをめくるといふ行為が近い将来なくなる日が来るのではないだろうか。

設置目的を規定する必要性はないのではないかと、考える。

